

# 測量・建設コンサルタント等に関わる 競争入札参加資格審査申請書提出要領

当社が行う測量・建設コンサルタント等に関わる競争入札に参加される方は、事前に当社の競争入札参加資格を取得していただく必要があります。ついては、下記要領に従い競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出して、資格取得の手続きを行なってください。

## 1. 資格要件

競争入札参加資格審査申請書を提出することができる方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあつては、これを受けていること。
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けていないこと。
- (3) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 当社より競争入札参加資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過していない者でないこと。

## 2. 申請書受付

- (1) 受付期間： 土・日曜日及び当社休日を除き、随時受け付けます。
- (2) 受付時間： 午前10時から午後4時まで
- (3) 受付場所： 〒105-0012  
東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー  
日本地下石油備蓄株式会社  
総務部契約課  
電話番号 03-3432-7584
- (4) 申請方法： 競争入札参加資格審査申請書及び必要書類を持参又は郵送すること。(FAXは不可)

## 3. 申請書配布

- (1) 日本地下石油備蓄株式会社 総務部契約課  
東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー
- (2) 当社ホームページに掲載 (<http://www.chikabi.co.jp/>)

## 4. 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧表 (測量・建設コンサルタント等)
- (2) 競争入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等) (様式第1号)

- (3) 競争入札参加資格審査調書（測量・建設コンサルタント等）（様式第2号）
- (4) 登録事業証明書等  
登録を受けている事業の登録証明等の写しを提出してください。
- (5) 技術職員名簿（様式第7号）  
最新の技術職員名簿を提出してください。
- (6) 契約実績調書（様式第5号）  
直前2年間の主な契約実績を記入してください。
- (7) 営業経歴書  
会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、営業所等）の所在状況についての記載を含んだ書類で、競争入札参加資格審査申請書提出日の直前1年以内に作成したものを提出してください。
- (8) 財務諸表類  
資格審査申請書提出日の直前1年間の事業年度分に係わる貸借対照表、損益計算書、利益金処分（損失処理）計算書又は株主資本等変動計算書を提出してください。
- (9) 登記事項証明書等  
資格審査申請書提出日の直前3か月以内に発行された原本を提出してください。
- (10) 印鑑証明書  
原本を提出してください。
- (11) 納税証明書（その3の3）
  - ア 納税地の税務署により提出日直前に発行されたもの。
  - イ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納期到来分について、未納の税額がないことの証明書。
- (12) 委任状（様式第8号）  
代表者が継続的に、入札、見積、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する権限等を、代理人に委任する場合に提出してください。
- (13) 銀行振込依頼書（様式第9号）

\* (1)から(13)までの書類を各一部提出してください。

\* ファイル、紐、ホッチキス等で綴じないでください。

## 5. 提出書類記載事項変更届

申請書提出後、記載事項について変更があった場合は、その都度、競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第10号）を提出してください。

## 6. 資格審査結果

資格審査の結果、適格者と判断された場合には、登録番号、契約の種類毎の資格等級及び資格の有効期間を記した「競争入札参加資格認定通知書」を、又資格を有する者として認められない者には「競争入札参加資格不適格通知書」を、送付いたし

ます。

## 7. 資格の喪失及び取消し

### (1) 資格の喪失

資格者が法令の規定により許可等を必要とする業務につき、当該許可等の取消し等の処分を受けた場合には、資格が失われます。

### (2) 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格が取り消されることがあります。

- ア 契約の履行に当たり、故意に貸与品を粗雑にし、又は業務の遂行及び業務報告に関して不正の行為をした場合
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- エ 契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた場合
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合
- キ 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが明らかになった場合

## 申請書類記載注意事項

1. 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第1号）
  - (1) 本社の代表者名で申請してください。「申請者」欄の住所、商号及び代表者職氏名等はゴム印でも構いません。商号には必ずふりがなをふってください。
  - (2) 申請者の印は、印鑑証明書と同一の印を押印してください。
  - (3) 「登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。
    - ① 測量業者：測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。
    - ② 建築士事務所：建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
    - ③ 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
    - ④ 地質調査業者：地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
    - ⑤ 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
    - ⑥ 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
    - ⑦ 土地家屋調査士：土地家屋調査士法（昭和25年法律28号）第6条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
    - ⑧ 司法書士：司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合。
    - ⑨ 計量証明業者：計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
    - ⑩ その他の登録を受けている場合には、登録事業名等が空白の欄に記載する。
2. 競争入札参加資格審査調書（測量・建設コンサルタント等）（様式第2号）
  - ① 測量等年間実績高  
競争参加資格希望業種ごとに、「直前々営業年度分の実績高」及び「直前営業年度分の実績高」を記入してください。  
「直前営業年度分の実績高」とは、申請日以前に確定した直前の1年間の決算の実績高であり、「直前々営業年度分の実績高」とは、直前年度の前の1年間の決算の実績高です。
  - ② 自己資本額  
貸借対照表の資本の部の合計を記入してください。
  - ③ 経営比率  
直前決算時点の数値を記入し、小数点以下は四捨五入してください。

- ④ 従業員数  
資格審査申請日における数値で作成してください。
  - ⑤ 営業年数  
物品販売に係る事業の開始日から資格審査申請日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記入して下さい。
  - ⑥ 有資格者数  
「有資格者数」欄については、次の資格者の範囲に従い当該職員数を記入して下さい。
- イ 測量
- a 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
- ロ 建築関係建設コンサルタント業務
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
  - b 建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備資格者の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
- ハ 土木関係建設コンサルタント業務
- a 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）、電気・電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
  - b 建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施行管理とするものに合格した者
  - c 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者
  - d 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - e 電気通信事業法（昭和59年法律第86条）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
  - f 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
- ニ 地質調査業務
- a 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

- b 社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
- ホ 補償コンサルタント業務
  - a 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
  - b 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
  - c 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者
  - d 社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

3. 契約実績調書（様式第 5 号）

直前 2 年間の主な実績を様式第 5 号下欄の記入要領に従って記入してください。  
提出がない場合は、実績なしと見なします。

4. 委任状（様式第 8 号）

代表者が入札・契約等の権限を支店長等に継続的に委任する場合は、委任状を提出してください。委任期間は、資格登録の有効期間までとします。

委任者の印は、様式第 1 号の申請者印と同様に、印鑑証明書と同一の印を押印してください。

受任者の印は、受任者の個人印（三文判）で構いません。